

池田市学校施設跡地活用基本方針

1 策定の背景・目的

本市の中長期的な将来、さらには22世紀をも見据えた発展と豊かな市民生活を築くため、めざすべき将来像を示した「第6次池田市総合計画（以下「総合計画」という。）」に基づき、「教育のまち池田」としての小中一貫教育の推進、小規模校の解消・学校の活性化、そして施設老朽化改善・耐震化を3つの柱とした「学校施設再編整備計画」を平成23年6月に策定した。

今後、同整備計画における学校施設の適正配置を進めていく上で生じる学校施設跡地（残存する建物を含む。以下「跡地」という。）については、有効的に活用していくことが重要な課題となっている。

この「池田市学校施設跡地活用基本方針」は、こうした状況を踏まえ、全市的なまちづくりと地域住民の意向を尊重した地域の活性化という視点から、跡地活用についての基本的な理念や考え方を示すものである。

2 跡地活用の基本原則

跡地については、市民共有の貴重な財産であることから、総合計画におけるまちづくりの将来像や市の重要施策との整合性に留意するとともに、本市の財政状況や地域住民の意向も加味し、中長期での市民全体の利益に資するよう、全市的な行政需要に対応した跡地活用とする。

3 活用に当たっての配慮

(1) 学校教育活動等への配慮

- ・ 必要に応じて施設一体型小中一貫校の補完施設としてなど、学校教育活動による利用に配慮する。
- ・ 青少年のスポーツ・文化活動の振興や、次代を担う子どもたちの個性豊かな人間性の育成に配慮する。

(2) 地域コミュニティへの配慮

- ・ 学校は地域住民の代々の学びの場として、地域との関わりも深く地域の核となってきた施設であることを踏まえ、地域の意向、ニーズに十分配慮する。
- ・ 学校施設は、地域の災害時の避難所など防災活動の拠点として住民の心の拠り所にもなっているため、跡地についてもその役割に配慮する。

4 跡地の活用の対象と優先順位

活用に当たっては本市事業を優先するが、本市の政策課題への対応や地域の活性化を図るための活用手法の選択肢を広げるため、公共的・公益的な団体による事業、民間事業についても活用の対象とする。

なお、優先順位は、①本市事業、②公共的・公益的な団体による事業、③民間事業の順とする。

5 本市事業以外による活用に当たっての考え方

(1) 事業の選定基準

- ・本市の政策課題への対応や地域の活性化に資する事業とする。

(2) 活用の手法

- ・跡地全体の活用に限定せず、校舎（教室）等の部分的な活用も認め、活用の多様化を図る。
- ・跡地は売却しない。ただし、定期借地、貸付（長期・短期）を含め、多様な手法による有効的な活用を図る。

6 個々の跡地活用の進め方

市民ニーズや行政ニーズに応じた本市の総合的な政策判断により、個々の跡地ごとに適宜、活用内容を検討し、地域住民の理解のもと活用計画を決定する。

7 施設の安全性

残存する建物の活用については安全性を重視し、老朽化の程度や耐震基準を満たしていない等により利用者の安全確保が困難であると認められる建物については、撤去についても検討する。

8 その他

本基本方針は、総合計画の計画期間最終年度である平成 34 年度までの跡地の活用に関する基本的な考え方等を定めるものである。平成 35 年度以降については、市立小・中学校の「学校施設再編整備計画」の進捗状況や市有財産をめぐる社会経済状況の変動などにあわせて、必要な修正を加えることとする。